

令和7年

熊野町農業委員会

議事録

第10回

熊野町農業委員会

令和7年第10回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和7年12月22日（月）午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員（9人）

委員	1番	近藤	秀樹
委員	2番	橋川	勝則
委員	3番	住川	由子
委員	4番	庄賀	深雪
委員	5番	福垣内	信行
委員	6番	中村	家隆
委員	7番	井尻	隆雄
委員	8番	菅尾	寛治
会長	10番	空田	忠

4. 欠席委員

会長職務代理者 9番 木原 哲男

5. 農地利用最適化推進委員

委員	近藤	信二
委員	荒滝	直洋

6. 議事録署名委員（2人）

委員	1番	近藤	秀樹
委員	2番	橋川	勝則

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原	幸成
主査	松田	修典
主任主事	末田	絵里子

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は9名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和7年第10回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。1番 近藤委員、2番 橋川委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第24号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は城之堀地区の農地で、城之堀○丁目の○○から○○方向65m程に位置する畠1筆です。譲渡人は相続により申請地を取得しましたが今後の耕作予定はなく後継者も不在の中、かねてより町内で家庭菜園ができる居住物件を探していた譲受人との売買契約が整ったため所有権移転されることとなりました。譲受人は現在県外在住ですが本申請が許可となった場合、○○月頃に移住される予定です。農業経験はありませんが、知人やインターネット等から情報収集し技術を習得する計画をされています。特に問題となるようなことはなく許可相当であると判断をしております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。近藤委員、お願いします。
近藤委員	12月15日に事務局と現地を確認してきました。申請地は柿の木が数本植栽されてはいましたが、残りの面積は保全管理がされている状態でした。道路には面しておらず居住予定物件の裏庭のような土地でしたが、私有地内に進入路があり重機の搬入は可能でした。また、周辺は宅地になりますので水回りが懸念されますが、ジャガイモやサツマイモなどを作られる予定のことですので大きな支障はないかと思います。譲受人は農業経験はありませんが居宅の隣地は耕作するのに都合もよく、意欲がある方に管理いただけることは農地としての適正な管理につながると思われることから、許可しても問題ないものと考えております。以上です。

議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第1、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はございませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第2、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第25号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は新宮地区の農地で、新宮〇丁目の〇〇から〇〇方面へ150m程進んだ先にある田2筆です。譲渡人は申請地での今後の耕作予定がなく、申請地の隣地を所有している譲受人が耕作規模の拡大を希望したため、所有権移転されることとなりました。譲受人は20年以上の農業経験があり現に所有されている管内農地も適切に管理されている状況ですので、特に問題となるようなことはなく許可相当であると判断をしております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。
荒滝委員	事務局と12月15日に現地を確認してきました。申請地の現状は、田として利用され稲刈り後となっていました。権利移転後は譲受人が水稻規模を拡大し、引き続き田として管理される予定です。譲受人が現在所有している隣地の田も適切に管理されており、申請地と併せて効率的に耕作できるため、特に支障はなく許可しても問題ないものと考えております。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第2、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はございませんか。
議場	(全員：異議なし)

議長	異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第3、報告第15号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、日程第4、報告第16号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	(日程第3、報告第15号　日程第4、報告第16号　説明)
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。会議全般やその他で何かご質問等はないでしょうか。
議場	(全員：質問なし)
議長	無いようですので、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	(事務連絡)
議長	ありがとうございました。次回の農業委員会は1月20日（火）に開催予定です。議案については1月9日（金）以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、令和7年第10回熊野町農業委員会を閉会します。
	上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。
	議長 _____ 印
	署名委員 _____ 印
	署名委員 _____ 印